

【特別養護老人ホームの医務室（診療所）について】

薬事法第25条により、卸売販売業者が医薬品（薬局等で普通に購入できる「一般用医薬品」以外の医薬品）を販売できる相手方は、限定列挙されている。

特別養護老人ホームが卸売販売業者から医薬品を購入できる理由は、現行省令基準により「診療所」の設置が義務付けられているからである。

⇒ この義務付けをなくした場合、診療所を設置しなかった施設は、卸売販売業者から医薬品を購入することはできない。

なお、介護老人保健施設については、介護保険法の規定により、薬事法上は「病院、診療所」に含まれることとされている。

<薬事法の規定>

（医薬品の販売業の許可の種類）

第二十五条 医薬品の販売業の許可は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務について行う。

- 一 店舗販売業の許可 一般用医薬品（医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）を、店舗において販売し、又は授与する業務
- 二 配置販売業の許可 一般用医薬品を、配置により販売し、又は授与する業務
- 三 卸売販売業の許可 医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者その他厚生労働省令で定める者（第三十四条第三項において「薬局開設者等」という。）に対し、販売し、又は授与する業務

<介護保険法の規定>

（医療法 との関係等）

第一百六条 介護老人保健施設は、医療法 にいう病院又は診療所ではない。ただし、医療法 及びこれに基づく命令以外の法令の規定（健康保険法、国民健康保険法 その他の法令の政令で定める規定を除く。）において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設（政令で定める法令の規定にあっては、政令で定めるものを除く。）を含むものとする。

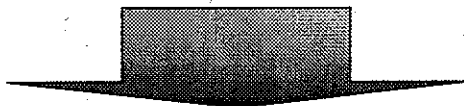
【居室定員について】

第2回資料

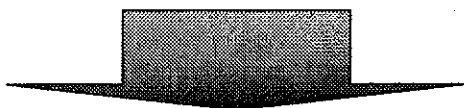
【居室定員について】

これまでの東京都における特別養護老人ホーム整備方針

- ・平成20年度まではユニット型での整備を基本としてきた。



- | |
|------------------------------------|
| 1 改築にあたっては、所得の低い高齢者の利用者負担能力に配慮する必要 |
| 2 従来型は、限られた土地、限られた地型でも整備可能 |



- ・ユニット型を基本としつつ
- 平成21年度から増築・改築に限り、従来型整備を、
平成22年度から創設の場合、定員の3割を上限に従来型多床室を認める。
その際には、プライバシーに配慮するなど一定の条件のもとに補助対象としている。
<創設については平成26年度着工までの時限的な取扱い>

特別養護老人ホームの居室定員基準について

これまでのユニット型を基本とする東京都の特別養護老人ホームの整備方針は堅持した上で、居室定員基準を条例で定めるにあたっては、居室定員を1名とする省令改正がなされても「居室の定員は4人以下とすること」とする。ただし、定員が2人以上のときについては、入居者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めることを義務付ける。

第2回検討委員会での議論

「居室の定員は原則1名、場合によっては4人も認めるということではどうか。」



- ・現存施設の大半は従来型施設。
- ・低所得者もユニット型特養を低廉な居住費負担で利用できる仕組みを国において構築すべき。
- ・現時点では、多床室が容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努める。個室的な多床室のイメージを共有するため、モデルを提示する。

都としては、「居室の定員は4人以下とする。」

としたい。